

地方税法第314条の7第1項第4号の規定により控除対象となる寄附金を受け入れる特定非営利活動法人を指定するための手続等を定める要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、地方税法（昭和25年法律第226号。以下「法」という。）

第314条の7第1項第4号に掲げる寄附金を受け入れる特定非営利活動法人を条例で定めるために必要な手続等について、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 特定非営利活動法人 特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第2条第2項に規定する特定非営利活動法人をいう。

(2) 指定 特定非営利活動法人を法第314条の7第1項第4号に掲げる寄附金を受け入れる特定非営利活動法人として条例で定めることをいう。

(3) 指定特定非営利活動法人 指定を受けた特定非営利活動法人をいう。

(申出をすることができる特定非営利活動法人)

第3条 法第314条の7第12項の規定により申出をすることができる特定非営利活動法人は、地方税法第37条の2第1項第4号の規定により控除対象となる寄附金を受け入れる特定非営利活動法人を指定するための基準、手続等を定める条例（平成23年神奈川県条例第48号。以下「県手続条例」という。）第3条第1項に規定する申出書を神奈川県知事に提出している特定非営利活動法人であって、伊勢原市内に事務所又は事業所を有し、当該市内で事業を行うものとする。

(指定の申出)

第4条 特定非営利活動法人は、法第314条の7第12項の規定により申出を行うときには、伊勢原市指定特定非営利活動法人指定申出書（第1号様式。以下「指定申出書」という。）を市長に提出しなければならない。

2 指定申出書には、当該特定非営利活動法人が県手続条例第3条第1項及び第2項の規定により神奈川県知事に提出した申出書及び書類の写しを添付するものとする。

(指定のために必要な手続)

第5条 市長は、指定申出書を提出した特定非営利活動法人のうち、地方税法第37条の2第1項第4号に掲げる寄附金を受け入れる特定非営利活動法人等を定める条例（平成24年神奈川県条例第39号。以下「県指定条例」という。）別表に掲げられているものについて、指定のために必要な手続を行うものとする。

(指定の通知等)

第6条 市長は、指定をしたときはその旨を、指定の手続を行わないことを決定したとき、又は指定がなかったときはその旨及びその理由を、指定申出書を提出した特定非営利活動法人に対し、速やかに書面により通知するものとする。

2 市長は、指定がされたときは、インターネットの利用その他の方法により、その旨及び当該指定特定非営利活動法人が指定申出書に記載した事項について周知するものとする。

(指定の更新の申出)

第7条 指定の効力を生じた日の属する月の翌月の初日（この条に規定する申出をし、

指定の更新を受けた場合にあつては、当該更新後の指定の効力を生じた日) から起算して5年を経過した日以後引き続き指定を受けようとする指定特定非営利活動法人は、指定の効力を生じた日の属する月の翌月の初日(同条に規定する申出をし、指定の更新を受けた場合にあつては、当該更新後の指定の効力を生じた日) から起算して5年を経過する日の9か月前から5か月前までの期間(以下「更新申出期間」という。)内に、伊勢原市指定特定非営利活動法人指定更新申出書(第2号様式)により、市長に指定の更新の申出をしなければならない。ただし、災害その他やむを得ない事由により更新申出期間内にその申出をすることができないときは、この限りでない。

2 第4条第2項、第5条及び前条の規定は、前項の規定による指定の更新の申出について準用する。

(条例指定事項変更等の届出)

第8条 指定特定非営利活動法人は、その名称、代表者の氏名、主たる事務所の所在地、役員の名簿、定款及び事業内容を変更したときは、速やかに伊勢原市指定特定非営利活動法人変更届出書(第3号様式)により市長に届け出なければならない。

2 前項の届出書には、当該特定非営利活動法人が県手続条例第11条第1項の規定により神奈川県知事に提出した届出書及び書類の写しを添付するものとする。

3 市長は、第1項の規定による届出を受けた場合において、当該指定特定非営利活動法人の名称及び主たる事務所の所在地に係るものであるときは、指定に係る事項の変更について、必要な手続を行うものとする。

(指定特定非営利活動法人の合併)

第9条 指定特定非営利活動法人は、指定特定非営利活動法人でない特定非営利活動法人と合併しようとするときは、特定非営利活動促進法第34条第4項の認証の申請をした日から1か月以内に、伊勢原市指定特定非営利活動法人合併申出書(第4号様式)により、その旨を市長に届け出なければならない。

2 第4条第2項、第5条及び第6条の規定は、前項の規定による指定特定非営利活動法人の合併の届出について準用する。

(報告書の提出)

第10条 指定特定非営利活動法人は、各事業年度終了の日の翌日から3か月以内に、法人及び事業の概要報告書(第5号様式)を市長に提出しなければならない。ただし、神奈川県知事に提出した県手続条例第15条第1項に規定する法人及び事業の概要報告書の写しを市長に提出することをもって、法人及び事業の概要報告書の提出に代えることができる。

(条例指定の取消しのために必要な手続を行う基準等)

第11条 市長は、指定特定非営利活動法人が次の各号のいずれかに該当するときは、指定の取消しのために必要な手続を行うものとする。

- (1) 県指定条例別表から削除されたとき。
- (2) 偽りその他不正の手段により指定、又は指定の更新を受けたとき。
- (3) 更新申出期間内に、第7条第1項の指定の更新の申出をしなかったとき。
- (4) 指定特定非営利活動法人から指定の取消しの申出があったとき。
- (5) 指定特定非営利活動法人が解散したとき(合併により解散したときを除く。)

- 2 前項第4号に規定する申出は、伊勢原市指定特定非営利活動法人指定取消申出書（第6号様式）により行うものとする。
- 3 市長は、指定を取り消したときは、指定が取り消された特定非営利活動法人に対しその旨及びその理由を、速やかに、書面により通知するものとする。
- 4 市長は、指定を取り消したときは、インターネットの利用その他の方法により、その旨及びその理由を周知するものとする。

（委任）

第12条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則（平成26年1月28日告示第4号）

この告示は、平成26年2月1日から施行する。

附 則（令和元年12月4日告示第56号）

この告示は、公表の日から施行する。

附 則（令和3年5月17日告示第135号）

この告示は、公表の日から施行する。

第1号様式（第4条関係）

伊勢原市指定特定非営利活動法人指定申出書

年 月 日

伊勢原市長

所在地

法人の名称

申出者

代表者の職及び氏名

㊞

電話番号

地方税法第314条の7第12項の規定による申出をしたいので、次のとおり申し出ます。

設 立 年 月 日	年 月 日
過 去 の 指 定 の 有 無 及 び そ の 年 月 日	有（ 年 月 日 ） ・ 無
現 に 行 っ て い る 事 業 の 内 容	
伊 勢 原 市 内 に お け る 特 定 非 営 利 活 動 を 行 う 地 域	
主 たる 事 務 所 以 外 の 市 内 に あ る 事 務 所 の 所 在 地	
そ の 他 の 参 考 事 項	
添 付 書 類	

第2号様式（第7条関係）

伊勢原市指定特定非営利活動法人指定更新申出書

年 月 日

伊勢原市長

所在地

法人の名称

申出者

代表者の職及び氏名

㊞

電話番号

指定の更新を受けたいので、次のとおり申し出ます。

法人設立年月日	年 月 日
寄附金が控除対象となっている期間	年 月 日から 年 月 日まで
現に行っている事業の内容	
伊勢原市内における特定非営利活動を行う地域	
主たる事務所以外の市内にある事務所の所在地	
その他の参考事項	
添付書類	

第3号様式（第8条関係）

伊勢原市指定特定非営利活動法人変更届出書

年 月 日

伊勢原市長

所在地

法人の名称

届出者

代表者の職及び氏名

印

電話番号

記載事項に変更がありましたので、次のとおり届け出ます。

変 更 事 項		
変 更 の 内 容	変 更 前	
	変 更 後	
変 更 の 理 由		
変 更 年 月 日		年 月 日
特 記 事 項		
添 付 書 類		

第4号様式（第9条関係）

伊勢原市指定特定非営利活動法人合併申出書

年 月 日

伊勢原市長

所在地

法人の名称

届出者

代表者の職及び氏名

㊟

電話番号

年 月 日付で特定非営利活動促進法第34条第3項の認証の申請をいたしましたので、地方税法第314条の7第1項第4号の規定により控除対象となる寄附金を受け入れる特定非営利活動法人を指定するための手続を定める要綱第9条の規定により届け出ます。

届出内容 添付書類のとおり

添付書類

地方税法第314条の7第1項第4号の規定により控除対象となる寄附金を受け入れる特定非営利活動法人を指定するための手続を定める要綱第10条に規定する神奈川県知事に提出した書類の写し。

第5号様式（第10条関係）

法人及び事業の概要報告書

年 月 日

伊勢原市長

所在地  
 法人の名称  
 届出者 代表者の職及び氏名 ⑧  
 電話番号

地方税法第314条の7第1項第4号の規定により控除対象となる寄附金を受け入れる特定非営利活動法人を指定するための手続等に係る要綱第10条の規定により、次のとおり報告します。

1 法人の概要

- (1) 法人の名称
- (2) 主たる事務所の所在地
- (3) 伊勢原市内における特定非営利活動を行う地域
- (4) 代表者氏名
- (5) 電話
- (6) F A X
- (7) 設立年月日
- (8) 変更登記年月日（直近のもの）
- (9) 定款に記載された目的
- (10) 活動分野
- (11) 会員数（社員総数）
- (12) 事務局体制 有給常勤 名 有給非常勤 名 無給常勤 名 無給非常勤 名
- (13) ホームページ
- (14) メールアドレス

2 事業の概要

- (1) 事業年度 年 月 日から 年 月 日まで
- (2) 収入

当期収入合計	入会金・会費収入	事業収入	寄附金	助成金	その他

(3) 支出（特定非営利活動に係る事業会計）

	定款上の事業名	分野	事業の概要	金額
1				
2				
3				
管理費				

(4) 支出（その他事業会計）

その他の事業	事業の概要	金額
事業費		
管理費		



第6号様式（第11条関係）

伊勢原市指定特定非営利活動法人指定取消申出書

年 月 日

伊勢原市長

所在地

法人の名称

届出者

代表者の職及び氏名

電話番号

年 月 日に指定特定非営利活動法人となりましたが、当該指定の取消しを申し出ます。

取消申出の理由